解約手続きのご案内

この度は、弊社管理物件をご利用いただき誠にありがとうございます。 解約受付~清算について、以下の内容をご確認いただきますようお願いします。

1	解約受付	(1ヵ月以上前にお申し出)
	当社HP上の【解約受付フォーム】よりお受付けください。 …環境にない方は解約通知書を郵送いたします。	
	受付後、当社にて賃貸借契約の内容を確認し、お電話又はメールにてご連絡いたします。確認が取れましたら正式に解約確定となります。	
	解約時の賃料は月割り	となります。
2	明渡し日までの手続	; <u> </u>
	ご自身で設置されたもの	Dは明渡し日までに撤去・現状復旧をお願いします。
	明渡し時において、借	主が本物件内に残置した物品がある場合には、借主はその所有権を放棄
	したものとみなして、貧	貧主はその物品を処分することが出来るものとして、その費用については
	借主の負担とします。	
	ネット配線等、撤去に期間を要するものはお早めにご対応ください。	
	※弊社は撤去の立会代行は行いません。未撤去の場合、撤去費用が発生いたします。	
	公共料金の精算、郵便局へ転居届け、家財保険の転居・解約等、各種手続きを行ってください。	
	立会日は設備のチェッ	クをするため、原則、電気・ガス・水道が使用出来る状態にしてください。
3	明渡し当日	(所要時間:1時間程度)
	退去確認の立会は、お	
	退去確認の立会時には、	鍵(複製を含む)・取扱説明書をご返却いただきます。
	※鍵を紛失された場合、	シリンダー交換費が発生いたします。
	明渡し後、お部屋へ入ることは出来ません。	
	新型コロナウイルス感染	染症対策として、貸主・借主・管理会社が個別で実施する場合があります。



4 原状回復の見積り (退去から概ね2週間以内の提出)

□ 指定のメールアドレスへ原状回復の見積書をお送りいたします。

※清掃費・畳表替え・エアコンクリーニングに関しては、所定の費用(定額)が発生いたします。

※国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に沿って算定いたします。

※退去立会時には確認できなかった汚損・破損部がある場合があります。

その場合、画像と併せてメールにてご報告いたします。



5 見積り内容の合意

- □ 提示した見積り内容に問題がない場合は清算の手続きに移行します。
- ※ 質疑等ある場合はメールにてご返信いただきます。
- ※ 当社は工事内容に対しての質疑応答は対応することができますが、金額交渉や過失割合協議 に関して、対応できる立場にないため、貸主へのお取り次ぎを致します。



6 清算 (通常清算の場合、退去日から概ね1ヵ月以内が目安)

- □ お預かりしている敷金の返金は退去後、ご負担いただく定額の費用並びに原状回復費用 を差引いた金額を借主様ご指定の口座へ返金致します。
- ※ 不足している場合は請求させていただきます。
- □ 後日、転居先へ清算書又は請求書をご郵送いたします。